第8次大阪府医療計画(在宅医療分野) 策定の考え方

<内容>

- 1. 第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)の主なポイント
- 2. 第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)策定に向けた全体スケジュール

<参考資料>

- 第8次大阪府医療計画の方向性 (令和4年度 在宅医療推進部会(前回)での合意内容)
- 2. 在宅医療の体制構築にかかるイメージ図

1. 第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)の主なポイント

(1) 国の方針(第8次医療計画作成指針※1及び国通知※2) を踏まえた改正ポイント

在宅医療の提供体制

今後、見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた 在宅医療の体制整備

- ◆在宅医療提供体制を構築するに当たり、**圏域を設定**
- ◆在宅医療に必要な**連携を担う拠点**を医療計画に位置付け
- ◆在宅医療において**積極的役割を担う医療機関**を医療計画に位置付け

在宅医療における各職種の関わり

- ◆医科歯科連携の体制構築
- ◆ <u>在宅医療に関わる薬局の整備・薬剤師の資質向上</u> (麻薬や無菌製剤の調剤、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備)
- ◆**訪問看護事業所間の連携**、業務効率化等の推進 等

(2) 令和4年度の実態調査等を踏まえた改正ポイント

- ◆入退院時における**多職種間での連携強化**
- ◆小児・看取り等の専門性、地理的課題等の医療ニーズも踏まえた 将来に向けた**在宅医療提供体制の充実**(人材確保含む)
- ◆急変時に**後方支援を行う医療機関の充実や連携強化**
- ◆今後の有事にも対応できるよう**日常の療養における多職種間連携の強化**
- ◆人生会議(ACP)の普及の充実

第8次大阪府医療計画(案)

- ●在宅医療の圏域は「二次医療圏単位 Iとして整備
- ●取組みについては連携の拠点を中心とした地域で推進
- <u>連携の拠点及び積極的医療機関を在宅医療の圏域内</u> に少なくとも1つは設定

第2節 2. 在宅医療の提供体制 P.16~18 第3節(1) 在宅医療サービスの基盤整備 P.31

第8次大阪府医療計画(案)

- ●在宅医療を支えるサービス基盤の更なる充実
- **医療ニーズを踏まえた**在宅医療に関わる人材育成と確保

第2節 3. 在宅医療サービスの基盤整備、人材育成及び普及啓発 P.21~24

第3節(1)在宅医療サービスの基盤整備 P.32

(2) 在宅医療に関わる人材育成及び府民への普及啓発 P.33

第8次大阪府医療計画(案)

- <u>多職種間の連携強化に向け、</u>連携の拠点を中心にした 取組を推進
- 積極的医療機関を中心とした**急変時受入体制の構築と強化**
- 人生会議 (ACP) の更なる**普及啓発**

第2節 3. 在宅医療サービスの基盤整備、人材育成及び普及啓発

4. 多職種間連携 P.18~21、24~30

第3節(1)在宅医療サービスの基盤整備 P.31,32

- (2) 在宅医療に関わる人材育成及び府民への普及啓発 P.33,34
- (3) 多職種間連携 P.34

^{※1「}医療計画について」令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知

^{※2 「}疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について I令和 5 年 3 月 3 1 日付け医政地発 0 3 3 1 第 1 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

第7次の施策体系

現状の課題

第8次の方向性

目標:在宅医療を支える サービス基盤の整備

※・訪問歯科診療の拡充

- 薬局の在宅医療への参画促進
- ・訪問看護の拡充

訪問診療の拡充

- 個目標:二次医療圏域ごとに 在宅患者の急変時の 受入体制の確保
- ・在宅医療を支える病院・診療所の 拡充

- ・在宅医療の一部の指標については、目標値達成が困難となる ことが予想される。理由として、計画策定時に、訪問診療による 医療需要推計の増加率を一律に用いて各指標の目標値を 算出していたこと。また、訪問診療の診療報酬改定の影響も あったと考えられる
- ・小児・看取り等の専門性、地理的課題等の医療ニーズ も踏まえ、将来に向けた在宅医療提供体制の充実が必要
- ・新型コロナを機に、訪問診療医と訪問看護の連携、チーム 医療体制の構築の重要性を再認識
- ・急変時に後方支援を行う医療機関の充実や連携強化が必要
- ・新型コロナ等の有事においては、往診する医療機関が不足し、 訪問看護等との連携により対応

- ◆サービス基盤の整備に係る各目標値については、これまでの推移 や種別ごとに医療ニーズの分析を行い、検討する
- ◆在宅医療提供体制の充実や新型コロナを機に再認識された 医療従事者(医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師等)間 や多職種間の連携強化に向け、各地域において、「在宅医療 に必要な連携の拠点 を中心に取組を進める

(※看取りに係る体制整備含む)

- ◆往診を実施する医療機関の増加や多職種による体制づくりの 推進(24時間対応可能な体制)
- ◆各地域における「在宅医療において積極的役割を担う医療 機関」を中心とした、後方支援を行う医療機関での急変時 受入体制の構築と強化

個 目標:在宅で安心して最期まで 暮らすことができる人材・ 機能の確保

- ·医師、歯科医師、薬剤師、看護師 等の育成
- ・今後の医療ニーズ (小児や看取り等の専門性、感染症等の 有事の対応、地理的な課題)を踏まえた人材確保が必要
- ・在宅看取りを行う医療提供体制の充実が必要
- ・人生会議 (ACP) の普及の充実が必要

- ◆ **医療ニーズを踏まえた**在宅医療にかかる**人材の育成**と確保
- ◆看取りに対応できる関係機関の体制整備(※)
- ◆人生会議(ACP)のさらなる普及啓発 (市町村や関係機関と連携した幅広い取組支援)

目標:円滑な在宅復帰を 支える人材・機能の確保

- 病院・有床診療所の退院支援調整 機能の強化を図る人材の育成
- 医療職や介護職の在宅医療に 関する理解促進
- ・入退院時における多職種間での連携強化が必要
- ・新型コロナの影響により、退院時カンファレンスが減少し、 円滑な在宅移行に支障が生じたことで連携の重要性を再認識
- ◆退院時カンファレンス等でのWEBの活用とICTを活用した情報 共有
- ◆医療介護コーディネーターや入退院支援担当者等の対応力 強化

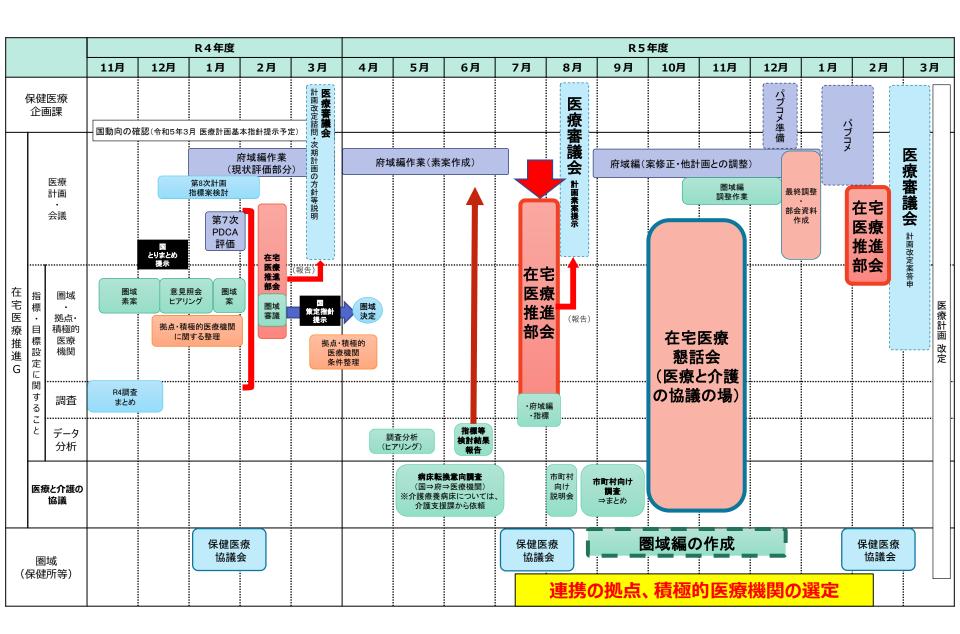
目標:在宅医療・介護連携に 取組む病院・診療所の

在宅医療・介護連携推進事業を 行う市町村の支援

- ・新型コロナ禍においては、介護サービスの継続が困難となる 場合があり、訪問看護等が生活支援を実施
- ・今後の有事にも対応できるよう、日常の療養における多職種 連携の強化が必要
- ◆医療従事者間や多職種間の連携が適切に行われる体制の 構築(支援関係者の顔の見える関係と多職種チームの強化)
- ◆「在宅医療に必要な連携の拠点」を中心に体制を構築
 - ・体制構築においては、介護職の感染症等の知識の向上と 有事においても医療と介護の連携による患者支援の継続が 可能となるよう整備

第7次大阪府医療計画の個別施策についても引き続き推進

2.第8次大阪府医療計画(在宅医療分野)策定に向けた全体スケジュール



地区医師会(診療所·病院) 単位 等

①在宅医療の圏域(二次医療圏)

想定 保健所

地域の急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築等、在宅医療の体制整備

- ・医療計画の取りまとめ
- ・介護保険事業計画等、他の計画との整合性を図る
- ・在宅医療懇話会(医療と介護の協議の場を含む)の事務局 等

想定

病院、診療所、訪問看護事業所、地区医師会等関係団体、保健所、市町村等

「連携の拠点」及び「積極的医療機関」や市町村との調整は、所管する保健所が実施

②在宅医療の連携の拠点

(例) 市町村、保健所

②在宅医療の連携の拠点

(例) 市町村、保健所、地区医師会(診療所·病院) 単位 等

1. 医療、介護、福祉関係者による会議の開催

(例) 市町村主催の地域ケア会議、医師会等の地域医療関係団体が開催する会議 等

2. <u>医療、介護、福祉サービスの所在地や機能等を把握し、退院時から看取りまでの医療を提供するための調整</u> (例) 医療・介護等関係機関の調整 等

3. 連携による24時間体制構築や多職種による情報共有の促進

(例) 多職種(医師・歯科医師・薬剤師・看護師など)による体制づくり(チーム医療、 グループ診療等)、ICTを活用した情報連携等

- 4. 人材育成 (例) 医療従事者等への研修 等
- 5. <u>地域住民への普及啓発</u> (例) ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

③積極的役割を担う 医療機関 ③積極的役割を担う 医療機関 ③積極的役割を担う 医療機関

- 1. 入院機能を有する医療機関は、患者の急変時に受け入れ
- 2. 夜間や医師不在時(特に1人医師が開業している診療所)、患者の急変時等に診療を支援 (例) かかりつけ医の代わりに往診、他機関への紹介や患者受入等を行う
- 3. <u>在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護、福祉サービスが確保できるよう</u>関係機関に働きかけ (例) 地域ケア会議での関係づくり・働きかけ、退院時カンファレンスの実施 等
- 4. <u>臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会の確保</u> (例) 自院や関係機関の医療従事者等への研修の機会の確保に努める(努力規定)
- 5. <u>災害時における適切な医療提供のための計画策定と他の医療機関における計画策定の支援</u> (例) 自院でのBCP策定及び他の医療機関への策定内容の共有 等
- 6. 地域包括支援センター等との協働で、サービスの適切な紹介や、地域住民への在宅医療に 関する情報提供
 - (例) 地域包括支援センター、在宅医療・介護連携コーディネーター等との連携、 ACP含む在宅医療に関する普及啓発 等

※「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」令和5年3月31日付け医政地発0331第14号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を基に作成

相中

機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院等

積極的役割を担う医療機関イメージ

